

ウル第三王朝時代の集計文書

前 田 徹

はじめに

前3千年紀の最後に成立したウル第三王朝は、アッカド王朝の滅亡によって分裂していたメソポタミアを再び統一した。第2代の王シュルギのとき、統治制度が整備され、支配下の諸都市において同一の会計システムによって文書を作成することが定められたことで、会計簿の用語と様式が整い、各種の会計文書が作成された。ラガシュ、ウンマなどシュメール都市遺跡から12万枚を越える多くの行政経済文書が出土したのは、こうした事情を反映する。

本稿では、ウル第三王朝時代に整備された会計文書の中で集計文書と括ることができる3様式の文書、収支計算書 (nig-ŠID-ak)、キビギア文書 (ki-bi-gi₄-a)、在庫調査書 (šu-sum-ma) を取り上げる。収支計算書は、会計システムの根幹にあり、各都市で多く作成された。在庫調査書とキビギア文書は、プズレシュダガン (ドレヘム) にあった王の家畜管理組織で多用された。これら3様式の文書の特質を考えたい。

本論に入る前に、対比のために、ウル第三王朝時代よりも約200年前の初期王朝時代ラガシュの会計文書の特徴を述べておきたい。この時期のラガシュは、会計簿の作成において同時代の他の都市の遙か先を行っており、整った行政経済文書が2,000枚近く残されている。ただし、整った形式ではあるが、ウル第三王朝時代の文書のような会計簿特有の専門用語でなく、日常的な言葉で作成されていた。例として、Foster, ASJ 19, 54を示す。

10マナの銀、	10 ma-na kù-luḫ-ḫa,
300マナの羊毛	300 sig ḪU ma-na na ₄ si-sá-ta
売買用	níg-šám-ma-kam,
商人ディウトウが、	di-utu dam-gàr
ディルムンに持っていった。	kur dilmun ^{ki} -šè ba-túm
そのなかから	šà-bi-ta
975マナの銅	975 ma-na a-EN-da urudu,
〈銀1ギンで〉銅3マナ15ギン	a-EN-da urudu 3 ma-na 15 gín-ta,

その（必要とした）銀は5マナ。	kù-bi 5 ma-na (300 gín)
27½マナの錫	30-lá 2 ½ ma-na nagga (AN.NA) zabar
銀1ギンで、錫5½ギン	kù gín-1-a, nagga 5 ½ gín-ta,
その（必要とした）銀は5マナ。	kù-bi 5 ma-na
225マナの銅	225 ma-na a-EN-da urudu,
羊毛1マナで、銅1½マナ。	síg 1 ma-na a-EN-da urudu 1 ½ ma-na-ta e-da-DU
その羊毛は150マナ。	[síg] -bi [150 ma-na]
150マナの銅、	[150 ma-na] a-EN-da urudu,
羊毛1マナで、銅1マナ。	síg 1 ma-na-a a-EN-da urudu 1 ma-na-am ₆ e-da-DU
その（必要とした）羊毛150マナ。	síg-bi 150 ma-na
合計1,350マナの銅（と）	šu.nigin 1,350 ma-na a-EN-da urudu
27½マナの錫。	30-lá 2 ½ ma-na nagga zabar
（銀と羊毛の対価で）買われた物	níg-šám-ma-kam
商人のディウトゥが	di-utu dam-gàr
ディルムンから持ってきた。	kur dilmun ^{ki} -ta mu-túm
ラガシュの支配者ルガルアンダの妻	bára-nam-tar-ra
バラナムタルラに	dam lugal-an-da énsi lagaš ^{ki} -ka-ra
戻した。	šu-na ì-ni-gi ₄
集積庫に運んだ。	é-níg-ga-ra ba-túm
ヌバンダ職のエンイグガルが	en-ig-gal nu-bànda
その計算をした。	níg-ŠID-bi e-ak
〈ルガルアンダ〉 治世5年	<bal-> 5

この文書は、商人ディウトゥが、王妃から預かった銀10マナ（約5 kg）と羊毛300マナ（約150 kg）を持ってペルシア湾内の現在のバーレーンとされるディルムンに行き、銅と錫を購入した記録である。入手したのは、「合計1,350マナ（約675 kg）の銅（と）27½マナ（約14 kg）の錫」である。銅は銀1ギンで195ギンが買え、錫は、銀1ギンで5½ギンしか買えない。錫は銅の約35倍の価格で取引されるほどに高価であった。

この文書は、「そのなかから ša-bi-ta」とあって、形式上、収入と支出の2項に分けた記録になっているが、計算されるは、商人が買ってきた銅と錫の数量であって、買い付けに要した銀と羊毛の収支計算はなされていない。

商人がディルムンに持っていった10マナの銀はすべて使われた。一方の羊毛は持っていったのが300マナ、使ったのが150マナであるので、150マナが残るはずが、それを記す項目がない。「計

算した」とあっても、ウル第三王朝時代のように収支差額を算出することなく、収支計算書としての首尾一貫性はない。

会計簿としては少し不備がある。同時に、初期王朝時代の会計文書は、「持って来た mu-túm」とか「持って行った ba-túm」のような日常的な言葉で作成されている。動作の方向性を動詞前接辞 ba- と mu- の違いで表現するので、ディルムンへ行くときは、「持って行った ba-túm」とあり、ラガシュの王妃のもとへは、「持って来た mu-túm」と表現する。倉庫に運ぶことも、王妃から離れてゆくので、ディルムンへ運ぶと同様に「持って行った ba-túm」と表現される。

この文書は、会計簿として不十分な様式であるとしても、主題となるディルムンで買われて、王妃バラナムタルラに届けられた銅と錫の量と、それが集積庫に収納されたことは明白に書かれている。実際に王妃の手元に届いた銅や錫の記録としては十分に意味を持つ。つまり、初期王朝時代ラガシュの会計文書は、経済活動を個別的に記録することに重きを置いたと捉えることができる。

諸活動の個別的な記録として、たとえば、直営地の耕作や収穫、所属員への定期的大麦支給、祭りにおける神々への供物、運河工事などが作成された。この時期に書かれた定期的大麦支給文書は、受給者とその職、支給大麦量を記し、その総量と、何度目の支給かを明示する。支給という実態の把握は十分に果たされている。大麦支給表は同一形式で書かれており、歴年による受給者の変動などを追うことができる。そうした内容であるので、こうした支給表によって山本茂が先駆的に王妃の組織を解明したように⁽¹⁾、当時の経済活動や組織の在り方を理解するときの史料として役立つ。

別の収穫記録を利用して前川和也が収穫量から耕地経営までを明らかにしたように⁽²⁾、直営地について、耕地別に、収穫面積、収穫量、単位当たりの収穫量までも計算されている。これも、実勢を知るために十分な形式で書かれている。直営地でなく、所属員に与えられたクル耕地についても、配分すべき耕地面積を書き出す予定表があり、それに対応した耕地を実測して、与えた記録がある⁽³⁾。

初期王朝時代ラガシュの行政経済文書は、諸活動の必要とする局面を定めて作成されており、王妃の家政的経営体とその活動の実態を把握することでは、優れた文書による管理であった。

1 収支計算書 (níg-ŠID-ak)

ウル第三王朝時代の níg-ŠID-ak 文書は⁽⁴⁾、収入、支出、収支差額の3項目からなる。現在の収支計算書に相当するので、ここでは、níg-ŠID-ak 文書を収支計算書と呼ぶことにしたい。ウル第三王朝より前には、níg-ŠID-ak の用例は少なく、収支計算書が、ウル第三王朝時代にはじめて大々的に採用されたことは確実である⁽⁵⁾。

収支差額としては、支出が収入に比べ不足する (lá-i)、すなわち、残高 (繰越) がある場合と、

支出が収入を超える (diri)、赤字となる場合がある。こうした収支差額は、次期の収支計算書で処理された。残りがある場合は、次期の収支計算書の収入項目の冒頭に、「繰越 si-i-tum」として転載される。赤字の場合は、次期の収支計算書の支出の項目に、前年度の赤字分を補填する額が計上される。例えば、羊と産品であるバターと羊毛の収支計算書 (NISABA 24, 24) では、冒頭部分に、

「[+] 8頭の山羊、[] マナ10ギンの羊毛、[] 27シラのチーズ、(それらは前年) シュシン7年の繰越」

[+] 8 máš, [] ma-na 10 gín sig-gi, [] 27 sila ga-muru₁₃, si-i-tum mu ^dš^dsu-^dsuen lugal uri₅^{ki}-ma-ke₄ ma-da za-ab-ša-li^{ki} mu-ḥul

と、前年からの繰越を計上する。それと同時に、支出項目の最後には、

「129頭の羊、20マナの雌山羊の毛、68½シラ6ギンのバター、(それらは前年) シュシン7年の超過(赤字)分」

129 udu bar-gál, 20 ma-na sig ud₅, 68 ½ sila 6 gín i-nun, diri níḡ-ŠID-ak mu ^dš^dsu-^dsuen lugal uri₅^{ki}-ma-ke₄ ma-da za-ab-ša-li^{ki} mu-ḥul

と、前年度の赤字分の補填を記録する⁽⁶⁾。羊と山羊、バターとチーズ、羊と山羊の毛などを区分して集計することで、あるものは繰越として、別のものは補填されるべき赤字として計上された。

連続して作成された収支計算書と確認できるものに、商人シェシュカルラの文書がある。アマルシン5年の日付がある収支計算書 Ledger 6 では、末尾に「残高4½ギン12シェ(の銀)」とあり、この残高(lá-i 繰越分)が、同じアマルシン5年の収支計算書 TCL 5 6056 の冒頭部分に転載され、「4½ギン12シェ(の銀)繰越」と書かれている。さらに、TCL 5 6056 の末尾に記載された「残高1 マナ1½ギン2シェ(の銀)」も、翌年のアマルシン6年11月締めめの収支計算書 NISABA 6, 2 の冒頭に、アマルシン5年の繰越として転載された。収支計算書は同一形式で連続して作成されていた。

Ledger 6 (AS 4) <si-i-tum>.

š^u.nigin 1 ma-na 16 ½ gín 4 še kù-babbar, šà-bi-ta (収入) 合計1 マナ16½ギン4シェ

š^u.nigin 1 ma-na 11 ⅝ gín 22 še kù-babbar (支出) 合計1 マナ11⅝ギン22シェ

lá-i 4 ½ gín 12 še kù-babbar 残高4½ギン12シェ

ウル第三王朝時代の集計文書

TCL 5 6056 (AS 5)	
4 ½ gín 12 še kù-babbar, si-i-tum <mu AS 4>	4 ½ギン12シエ 〈アマルシン4年からの〉繰越
šu.nígin 2 ⅓ ma-na igi-6-gál 2 še kù-babbar, zi-ga-àm	合計 2 ⅓マナ ⅓ 〈ギン〉 2 シエ 支出
lá-i 1 ma-na 1 gín igi-6-gál 2 še kù-babbar	残高 1 マナ 1 ⅓ギン 2 シエ
NISABA 6, 2 (AS 6 xi)	
1 ma-na 1 gín, igi-6-gál 2 še kù-babbar,	1 マナ 1 ⅓ギン 2 シエ
si-i-tum mu en-unu ₆ -gal ^d inanna ba-ḥun	アマルシン5年からの繰越
šu.nígin 2 ma-na 7 ½ gín 1 ½ še kù-babbar, zi-ga-àm	合計 2 マナ 7 ½ギン 1 ½シエ 支出
lá-i 1 ma-na 9 ½ gín 10 ½ še kù-babbar	残高 1 マナ 9 ½ギン10½シエ

ウル第三王朝時代の会計システムでは、当該期の収入と支出から算出された収支差額を、黒字であれば繰越、赤字であれば赤字補填のように、次期の収支計算書で処理をすることで、継続的な運営が可能になる。

収支計算書は、時間的な連続性を確保する同時に、相互の関係から全体を見通すこともできる会計簿の様式である。一つの例を挙げれば、ウンマ市区に所在する穀粉所の粉挽女集団に係わる収支計算書の労働力の収支差額、つまり繰越分と逆の（補填すべき）赤字をまとめて記録する文書 AAICAB I/1, 1911-485 がある。記録された6隊のなかで、4隊の収支計算書（Erlangen 1; TCL 5, 5668, 5670; NISABA 11, 29）が残っている。残された4収支計算書のなかの3枚は、シュルギ48年3月23日から翌アマルシン1年2月までの期間を対象にするが、別の一つは、他より遅く4月20日を開始日として、同じ年の12月20日を限りとする⁽⁷⁾。

AAICAB 1911-485		労働日		ugula
収支計算書nig-ŠID-ak		残り（繰越）	超過（赤字）	
Erlangen 1	nig-ŠID-ak lú-ša ₆ -i-zu		240 ⅓	lú-ša ₆ -i-zu
< >		506 ⅓		ur- ^d nin-tu
TCL 5, 5670	nig-ŠID-ak ur- ^d šara ugula kikkín	620 ⅓		ur- ^d šara
NISABA 11, 29	nig-ŠID-ak lú-bal-sig ₅	971		lú-bal-sig ₅
TCL 5, 5668	nig-ŠID-ak dingir-ra-ka. á geme-ka	959 ½		dingir-ra
< >		3 ½		^d šara-za-me
		合計 310 ⅓	合計 240 ⅓	
赤字・繰越 穀粉（所）の 長たちの女奴隷の労働力				

会計期間が少し異なるところがあるが、AAICAB I / 1, 1911-485 は、6 粉挽女集団の収支差額を集計することから、それぞれの粉挽女集団の長のもとに収支計算書が作成されたことと、そうした収支計算書を集計することで、製粉所の活動の全体が掌握できることを示している。収支計算書はウル第三王朝時代における会計システムの要となる会計簿である⁽⁸⁾。

今まで挙げた例では、収支計算書が対象とする期間は、さまざまであるが、労働集団の収支計算書では、1月から12月もしくは13ヶ月目の閏月までの1年を期間とすることが多い⁽⁹⁾。先に引用した収支計算書の繰越記載も、月を挙げることなく、前年の繰越という表現がなされているので、年を単位に収支計算書を作ることが目指されたと考えられる。

2 キビギア文書

ドレヘム文書の集計文書

キビギア (ki-bi-gi₄-a) 文書は、プズリシュダガン (ドレヘム) 文書にのみ現れ、収入の項目と支出の項目がある点で収支計算書と同じであるが、収支差額の項目がない形式である。ki-bi-gi₄-a とは、動詞 ki-gi₄ を名詞化した形である。ki-gi₄ は「本来の姿に戻す、再現する」の意味であり、キビギア文書とは収入と支出の相互関係を再現して全体像を示すための様式であろう。

キビギア文書と次に述べる在庫調査書を多用するドレヘム文書とは、シュルギ39年にプズリシュダガンに造られた家畜管理組織で作成された文書のことである。この組織は、支配領域の各地から持参される貢納家畜を一括して管理するために設置された。従来から存在したウル、ニップル、トゥンマルにあった王や王妃の家畜管理施設が、この家畜管理組織を中心に連携することで、いわば、一つの家畜管理システムとして整備された。

プズリシュダガンの管理責任者である貢納家畜管理人は、持参される家畜を日々記録し、それを1ヶ月毎に集計した。その集計文書の多くは、先に見た収支計算 (niĝ-ŠID-ak) 書の形式ではない。例えば、アマルシン5年12月1ヶ月を対象にした受領家畜の集計文書 (Amorites 18) は、1日から29日まで、日ごとの持参者と家畜の種類、その頭数を記録し、末尾で家畜の種類毎に総数を集計する。つまり、受領した事実だけを記録する形式で書かれている。この文書では、2日と19日を、持参家畜を「受領しなかった日 (u₄ u-a)」と明示する。この月は29日の小の月であったので、30日の記録はない。

受領家畜の集計文書は、日々記録された受領文書が元になっていた。Amorites 18では、8日、18日、21日、25日に対応する日々の受領文書が残されている⁽¹⁰⁾。プズリシュダガンの貢納家畜管理人は、日々、家畜の受領、さらにそこからの支出を記録し⁽¹¹⁾、それを1ヶ月や1年を区切りとして集計文書を作成していた。

プズリシュダガンの家畜管理組織においては、収支決算を目指すよりも、家畜移動の事実を確定することが重視されており、そのために会計簿を作成していたと考えることができる。ここで

取り上げるキビギア文書も家畜移動を記録するための会計簿である。

収支計算書を作成するのは、たとえば、労働力計算であれば、その期間に投下できる労働力に過不足が生じること、さらに、粉挽女の集計文書のように、予定した穀粉の利用に過不足が生じることから、それを的確に捉えるためである。それに対してプズリシュダガンの家畜管理組織では、当該年に貢納されるべき家畜総数をあらかじめ定めてはいないので、家畜管理としては、持参された家畜の動向を追うだけで十分であった。こうした違いによって採用する文書の形式が異なったのであろう。

一日集計のキビギア文書

キビギア文書は主に、貢納家畜管理人によって作成された。キビギア文書の特徴は、収支差額を算出しないで、収入の項目の家畜と支出の項目の家畜が過不足なく対応するところにある。キビギア文書は、収入の項目に記録された家畜が、どこに、どのように支出されたかを現認できる様式である。したがって、キビギア文書で家畜の移動を精査することで、プズリシュダガンの家畜管理組織の全体像と、さらにウルやニップルに存在した王の家畜管理組織との関係が理解できるのであり、そうした意味で貴重な史料となる。

キビギア文書では、1年の集計記録は見つかっておらず、月単位の集計表と、1日毎の記録が残されている。キビギア文書の性格上1年という長い期間を対象に作成することは困難であり、1年の長さでは、別の様式、収支計算書が作られたと考えられる。

貢納家畜管理人が記録する1日集計のキビギア文書では、収入となる持参された家畜の種類と頭数、それに持参者が記録され、その総頭数を集計した後に、そこからの支出された家畜を、種類と頭数、それらの支出先、受領者を記す⁽¹²⁾。

貢納家畜管理人は、家畜の管理責任者であり、家畜を飼育することはない。羊を飼育する「羊舎」のキビギア (ki-bi-gi-a é-udu) 文書 (AUCT 2,366) が残されているが、貢納家畜管理人のそれとは少し形式が異なり、支出に加え残高・繰越 (si-i-tum) の項目がある。この書式を理解するのに参照されるのが、TCL 5, 5536である。書かれた年は不明であるが、12月22日の羊に関わるキビギア文書である。冒頭には、「17頭の現有の羊 (17 udu gub-ba, u₄ 21-kam)」とあり、それに持参された計3頭の羊を加えた22頭が全頭数になる⁽¹³⁾。そこから7頭が支出され、残りが、「15頭の現有の羊 (15 udu gub-ba)」として記録される。この15頭が、次の日の記録では、冒頭に書かれることになるのであろう。つまり、羊舎では、実際に手元にある羊の頭数を重視した書き方になっている。そこが、家畜を飼育しない貢納家畜管理人との相違であり、先の文書にある残高・繰越 (si-i-tum) も同じ、羊舎に残された現有羊の意味で使用されたと考えられる。

1ヶ月集計のキビギア文書

1ヶ月間の家畜の収支を集計したキビギア文書は近年公刊された3枚を加えて現在4枚が知られている⁽¹⁴⁾。いまだ1文書(PIOL 19, 345)しか知られていなかったときに、その文書を使って家畜の移動を検討したことがある⁽¹⁵⁾。そこで指摘したように、キビギア文書から知られるプズリシュダガンの貢納家畜管理組織の特徴の第一は、この組織が貢納家畜を一元的に掌握し、それを他の王の家畜管理組織に再配分したことである。シュルギがプズリシュダガンに創設したのは、貢納家畜の一元的掌握を期待したからであろう。第二に、貢納として多くの家畜が集まることから、それを飼育するシステムを確立することが必要であり、「耕地」と表現された周辺の諸都市の牧夫にもその負担を強いる体制が採用された。貢納家畜管理人の下に、牛などの大家畜の飼育人であるエンリルラと、ヒツジなどの小家畜の飼育人であるウルクヌンナを配置したのは、飼育システムの掌握を委ねるためであったと考えられる。つまり、プズリシュダガンの貢納家畜管理組織は、二つの目的、貢納家畜の一元的管理と貢納家畜の飼育のために整備されたのである⁽¹⁶⁾。

3 在庫調査書 šu-sum-ma

集計文書の一つに在庫確認書(é-) šu-sum-maがある。é-šu-sum-maのアッカド語対訳は逐語的には *bi-it šu-šum* 「贈物もしくは交付された (*šusummû*) 財産 (*bit*)」である。šu-sum-maには別にアッカド語 *puquddû* 「寄託 deposit、委託された物 *entrusted goods*」が対応する。言葉の意味としては、「管理を委任された財産」の意味となろう。もとになった動詞 šu-sum には、次のような例がある。

「(直営地耕作集団の長) イニムシャラに、都市支配者(エンシ)が犁耕用の牛1頭を、彼の手に委ねた (*šu-ni ba-an-sum*)。(しかし、イニムシャラは) 怠慢であり (*gá-la bí-in-dag*)、3年の間、世話をしなかった (*da-bi la-ba-ti*)。エンシは(彼を) 打擲した (*in-sig*)。(イニムシャラは) 2度目に(2度と?)、牛に対して怠慢にならないことを (*gá-la nu-ub-dag-a*)、王の名によって誓った。」(Molina, AOAT 436, 334: §4 BM 106457)

動産・不動産を託された者は、管理を十全に行う義務があり、それを怠ってはならないとされている。この例から見て、委任され、現に保有する物が šu-sum-ma であり、é-šu-sum-ma は「委任された物の総体(財産)」の意味になる。

é šu-sum-ma を記す文書に、シュルギ37年3月の日付のあるケシュ市の神々の財産を記録した3文書がある。それぞれの文書は、神に属する銀・銅・青銅・石の製品の種類と個数を列挙する。その神の財産 (*nig-ga*) について、末尾に「ニンエガル神の財産、イシブ神官のミキアフが受領した (*i-dab₅*)」(YOS 4, 296)、「アンナニトゥム神の財産、イシブ神官のバダニフが受領した」(MVN 3, 152)、「ニフルサグ神の財産、グダ神官のマシムが受領した」(OIP 115, 483) とあり、神の財産は神官に託されることになった。

ウル第三王朝時代の集計文書

こうした表記の後に、3文書とも、「支配者ウルニンムグの、エレシュキ市にある é šu-sum-ma、ギル職は書記のルガルナムマフ é šu-sum-ma šà éreš^{ki}, ur^d-nin-mug énsi-ka, gir lugal-nám-maḥ dub-sar」と、同じ文章が書かれている。

ギル職を果たす書記ルガルナムマフはウルの王に仕える者であろう。この文章で注目されるのは、é šu-sum-maが、直前に書かれてあった神官に直接繋がらず、「ケシュの都市支配者ウルニンムグの é šu-sum-ma」のように、財産管理の責任の所在が都市支配者にあることを示す点にある。ケシュ市にあった3神殿の財産であるが、ウルの王は、その管理を都市支配者ウルニンムグの責任としたのであろう。神殿財産は、以後、この3文書が記す物品表からの増減として、記録されることになると考えられる。

年末調査による在庫確認

ブズリシュダガンの貢納家畜管理組織では、šu-sum-ma 文書を、年の終わりに作成することが見られる。

シュシン4年12月末 (itu ezem-me-ki-gál ba-zal)

BIN 3, 239:	3,807, šu-sum-ma,	3,807頭の委任財産 (家畜)
	ki na-lu ₅ , šà nibru ^{ki}	ニップルにおいてナルのもとにある
	itu ezem-me-ki-gál ba-zal	12月が過ぎて (12月末)

シュシン6年閏12月末 (itu-diri ezem-me-ki-gál ba-zal)

MVN 9, 196; SET 76 (この2文書は同内容であるが、別文書である)「合計1,451頭のヒツジ・ヤギ類、委任財産、ウルにおいてアバエンリルギンのもとにある (šu.nigin 1.451 udu-máš-lj ₁ -a, šu-sum-ma šà uri ₅ ^{ki} -ma, ki a-ba ^d -en-lil-gin ₇)」
--

シュシン9年12月末 (itu-ezem-me-ki-gál ba-zal)

CT 32, 13; BM 104438 : 「6頭の牛類、91頭のヒツジ・ヤギ類、委任財産、アバエンリルギンのもとにある、ウルにおいて (šu-sum-ma, ki a-ba ^d -en-lil-gin ₇ , šà uri ₅ ^{ki} -ma)」
CT 32, 38-40; BM 103406 : 「(101頭の牡牛・牝牛類、3,241頭のヒツジ・ヤギ類)、委任財産、ブズルエンリルのもとにある (šu-sum-ma ki puzur ₄ ^d -en-lil)」

これらの文書では、年末を締めとしたことを示すために、明確に、年の最後の月、12月、もしくは閏12月が過ぎた (zal) とときと表記する。これらの文書は、収支を計算することなく、委託財産の現有する家畜の種類と頭数、それに総数を記す。(ウルの王から) 委任された家畜のいわ

ば在庫調査を目的として作られた文書である。ここに挙げた文書はプズリシュダガンから出土しているが、プズリシュダガンだけでなく、ウルヤニップルなどにあった王の家畜管理組織までもが、在庫調査の対象になっている。プズリシュダガンの責任者である貢納家畜管理人が、王の家畜管理組織全体を把握するのである。

プズリシュダガンでは、収入と支出のバランスと収支差額に注目するよりも、財産を現認することに重きを置いて文書を作成した。年末締めのある家畜が、次の年の会計簿の基準となり、そこからの増減として計算されるのであろう。こうした計算がなされたことは、貢納家畜管理組織の支出人と小家畜飼育人を兼ねたウルクヌンナ *ur-kù-nun-na* がイッピシン2年に作成した収支計算書 (TCL 2, 5507) から知られる。

ウルクヌンナの収支計算書 TCL 2, 5507

TCL 2, 5507は収支計算書 (*níg-šID-ak*) であるので、収入、支出、収支差額の項目がある。収入の項目の最初は、「1頭の牛、32頭のろば、21頭のヒツジ、52頭のヤギ、イッピシン1年間12月末の委任財産(在庫調査) (1 *gu*₄ 32 *dúsu*, 21 *udu* 52 *máš*, *šu-sum-ma itu-diri* [*ezem-me-ki*]-*gal ba-zal mu* ^d[*i-bi-d*]*suen lugal*)」とある。この表記は通常の収支計算書とは異なる。収支計算書は、前の収支計算書に残高 (*lá-i*) があれば、それを繰越 (*si-i-tum*) として、収入の項目の最初に置くのが通常の形式である。しかし、ウルクヌンナの収支計算書では、収支差額でなく、前年末の *šu-sum-ma* とされた家畜数を、収入の最初に挙げる。年末に確認された委任財産の(現有)家畜が、次年の会計簿作成の基礎になっている。

ウルクヌンナの収支計算書では、「王の支出」、「王の賜り物」や都市支配者のバル義務用の支出を記録した後に、通常の収支計算書に見ることがない現有家畜を記した「26頭のろば、13頭のヒツジ、35頭のヤギ、現有(家畜) (*gub-ba-àm*)」の項目がある。そして、それらを集計するとき、「支出 (*zi-ga*) と *šu-sum-ma*」として、2頭の牛、32頭のろば、258頭の家畜(ヒツジ・ヤギ)を記録する。この頭数は、個々の支出項目に書かれた頭数と「現有(家畜)」の合計になっており、この集計の仕方も通常の収支計算書と異なる。

この場合の *šu-sum-ma* とは、「現有(家畜) (*gub-ba-àm*)」の言い換えであり、*šu-sum-ma* が、ウルクヌンナが現に保有する家畜数を意味することは確実である。

ドレヘムの会計簿では、*šu-sum-ma* を、「委任財産、在庫確認」のような、責任を持って管理する頭数に注視して使っているのであり、現物主義、現認主義によって作成されたと言える。

ウルクヌンナの収支計算書のように、収入の項目の冒頭に、繰越 *si-i-tum* のかわりに *šu-sum-ma* と記すことは、近年公刊されたウルサグリグ出土文書にも見られる。一つの文書 (NISABA 15, 514) は、犠牲家畜飼育人 (*kurušda*) の収支計算書 (*níg-šID-ak*) であるが、通常の収支計算書の形式でなく、ウルクヌンナの収支計算書と同様に、収入の項目の最初には、繰

ウル第三王朝時代の集計文書

越ではなく、先月末の é-šu-sum-ma、つまり、確認した現有家畜数を、「1,004頭の各種のヒツジ、それは6月の委任財産 (1,004 udu-ḫi-a, é-šu-sum-ma, itu gi-si₁₁-ga)」のように記す。対応するように、末尾の収支計算の項目も、通常の収支計算書とは異なる。

「合計757頭の各種のヒツジ・ヤギ、	šu-nigin 757 udu-máš-ḫi-a,
支出されたもの	zi-ga-àm
(合計) 1,276頭の各種のヒツジ・ヤギ	1,276 udu-ḫi-a,
(現有の) 委任財産	é-šu-sum-ma」

é-šu-sum-ma とされる1,276頭の小家畜（ヒツジ・ヤギ）数は、収入の合計2,033頭から、支出された757頭を差し引いた頭数である。この計算は、収支計算書の収支差額と同じであるが、算出された会計簿上の残高 (lā-i) でなく、支出された残りの（現有の）委任財産 (é-šu-sum-ma)」として記録する。これが繰越分であり、次期の収支計算書では冒頭部分に置かれることになるはずである。先に見た羊舎のキビギア文書が現有家畜に主眼を置いた表現 gub-ba を取ることと同じ意図である。この文書が出土したウルサグリグは王女が支配する都市であり、ウルの王の支配力が強い都市であるので、王の家畜管理施設のドレヘム文書と同様に、現認主義による会計簿作成となっているのであろう。

貢納家畜管理人ナシャの集計文書

šu-sum-ma 文書は年末だけでなく、いろいろな月に作成されていた。しかし、なぜそうした時期に作成するかは、ほとんど分かっていない。

ただし、貢納家畜管理人のナシャがシュルギ48年10月30日を締めとした šu-sum-ma 文書 (CDLJ 2012/1 4.31) を作った意図については、推測が可能である。この文書は、合計すれば1,207頭の各種の牛と60頭のろば (anše-kúnga-nita) を記した後の箇所は破損して読めないが、末尾に「ナシャのもとにある委任財産 (šu-sum-ma ki na-ša₆)、10月30日の締め (itu ezem-an-na u₄ 30 ba-zal)」とある。牛が1,207頭と多数であるので、ヒツジやヤギの小家畜が記録されていれば、万を数えることになっていたと考えられる。

この文書が締めとしたシュルギ48年10月に、ナシャは、それとは別に、シュルギ44年1月からの60ヶ月に支出した38万頭に及ぶ家畜総数を記録した文書を作成している (Calvot RA 63, 1)。ナシャはシュルギ48年10月を締めとして、過去5年間に扱った家畜総数を集計するとともに、現有家畜頭数を確認する šu-sum-ma 文書も作成していた。支出集計と現有家畜を記録するこのような文書を作成した理由としては、シュルギ王の死が考えられる。

貢納家畜管理組織をプズリシュダガンに造った王シュルギは48年の11月に亡くなった。そのこ

とは次に示す史料から確認される、死後の礼拝施設であるシュルギの灌奠所 (ki-a-nag^dšul-gi) の記録が11月2日の文書 (Michalowski, Or 46/2, 225 (HSM 911.10.131)) にあること、シュルギ死後に慣例化する玉座への奉納が11月3日の文書 (MVN 8,113) に記録されること、さらに、ドレヘム文書に「シュルギが天に昇ったときに (一時的に) 解放された女奴隷」の記録 (CCTB 1, 132) があり、その日付が11月であることである。

年末でなく、王の死亡に合わせて、シュルギの治世の総括と新王への報告として現有家畜の総数も記録したのが、これらの文書であろう⁽¹⁷⁾。

ナシャは、貢納家畜管理人の地位を、シュルギを継いで王となったアマルシンの1年8月になって息子アッバシャガに譲った。しかし、子のアッバシャガは、それ以前からナシャの代理として活躍していた。シュルギ48年10月締め総括的な会計文書の作成は、アッバシャガへの役務移譲を念頭に入れた処置とも捉えることができる。

おわりに

シュルギ48年10月30日締めの2文書相互の記述に一致しないところがある。ナシャの委任財産 (šū-sum-ma) を記す文書の家畜数と、60ヶ月の収支計算書 (Calvot RA 63, 1) の末尾に記された「(合計) 383,470 [+x] 頭、支出分と委任財産 (zi-ga ù é-šū-sum-ma)、残り1頭のウマ (lá-i 1 anše-zi-zi)、残り926頭のヤギ (lá-i 926 máš)、残り5頭の熊 (lá-i 5 az)、ナシャの収支計算書 (nig-ŠID-ak na-ša₆)」とは対応しない。したがって、ナシャの60ヶ月の収支計算書の末尾に記された「残り分」とは、支出文書と現有する委任財産として確認できる頭数以外の、会計簿上明確に追うことができない家畜ということになる。ナシャが次の会計簿に繰り越すのは、ナシャの収支計算書にある「残り分 lá-i」の家畜ではなく、šū-sum-ma 文書に記された家畜である。

lá-i (残り) には、収支計算において、支出が収入より少なく、繰り越される部分を示すと同時に、今述べたように、不明な部分を示すこともあった。ウル第三王朝時代に捺印文書が多く作られた理由の一つが、会計上の不明部分を最小限にとどめるために、責任の所在をはっきりさせることにあったと考えることができる。

* 本稿で使用した略号については、M. Sigrist - T. Gomi, *The Comprehensive Catalogue of Published Ur III Tablets*, Bethesda, 1991などを参照のこと。

注

- (1) 山本茂「シュメール都市国家ラガシュにおける神殿の社会組織について—割当地保有者をめぐって」『史林』41 (1958), 581-604. 同「シュメール都市国家の労働組織について—ラガシュのパウ神殿と自由人および奴隷との関係を中心に」『西洋史学』48 (1960), 174-197.
- (2) 前川和也「古代シュメールにおける農業生産—ラガシュ都市を中心として」『オリエント』9/2 (1966), 17-61.

ウル第三王朝時代の集計文書

- (3) 前田徹「エミに於けるクル地支給について」『広島大学文学部紀要』37 (1977), 461-476.
- (4) *nig-ŠID-ak* は、「為された計算」の意味である。シュメール語 *nig-ŠID* 「計算すること」を、アッカド語は *nikkassu* の形で借用するので、*nig-ŠID ak* を *ni-ka₉ ak* のように読むことが多い。しかし、ここでは、*nig-ŠID ak* と表示することにする。
- (5) *nig-ŠID-ak* は初期王朝時代の文書に用例がなく、アッカド王朝時代でも僅少である。その一つが、ラガシュ出土の文書 (ITT 2, 4690) にある「王宮? の計算書が入ったかご (*pisan nig-ŠID-ak é-gal*)」である。文書は保管のためにかごに入れられた。かごには、「アッカド市から運ばれた物 (の記録が納められた) かご *pisan nig a-ga-dè^{ki}-ta DU-a*」, 「ウルクの戦利品のかご *pisan nam-ra-ak unu^{ki}*」のような、そのかごに保管されている文書の内容を示す付け札が置かれていた。付け札を集めたのが ITT 2, 4690 文書である。この例からアッカド王朝時代に *nig-ŠID-ak* 形式の文書が存在したことは確かであるが、収支差額を算出した形式であるかは確認できない。もう一例は、ウンマ文書 (BIN 8, 286) にある「布、羊毛、油の (対価である) 銀、(それは会計の) 外に置かれてあったが、シャブラ職のメサグの (収支) 計算書に置いた *kù túg sig i bar-ra gál-la, nig-ŠID-ak me-ság, šabra, i-da-gál*」である。この文書では、布、羊毛、油の量と、銀で表示された価格が記録されている。集計の項目では、銀のみが合計され、布、羊毛、油の総量は表示されない。つまり、「計算」するのは、個々の物品の対価として銀の合計であり、布、羊毛、油の収支を計算することもなく、収支差額の項目もない。このように、アッカド王朝時代の *nig-ŠID-ak* 文書には、収支差額を算出する項目はなかったと考えられる。
- (6) ウンマ文書 NISABA 26, 104 = NISABA 24, 13では、繰越の処理を「*si-i-tum nig-ŠID-e ba-ab-il* 繰越分を (次期の) 計算書に運ぶ (計上する)」, もしくは、それを簡略にした「*si-i-tum-e ba-ab-il* 繰越を (次期の計算書に) 運ぶ (計上する)」と表現し、逆の赤字処理を「*diri nig-ŠID-ke₄ ba-ab-kú* (今期の) 収支計算書の超過 (赤字) を (次期の計算書が) 「支出する (動詞: 「食べる」)」と表現する。
- (7) Erlangen 1 (Shulgi 48 iii 23~Amar-Sin 1 ii 8) NISABA 11, 29 (Shulgi 48 iii 23~Amar-Sin 1 ii 7) TCL 5, 5670 (Shulgi 48 iii 23~Amar-Sin 1 ii 7) TCL 5, 5668 (Sulgi 48 iv 20~Shulgi xii 20).
Erlangen 1では、1日遅く、2月8日までを対象期間とする。その理由は不明である。
- (8) AAICAB I /1, 1911-485は6隊の粉挽女集団を対象にするが、この文書が作成されたアマルシン1年2月段階では、6隊でなく、ディングラ *dingir-ra* を長とする粉挽女集団を除いた5隊だけが存在した。ディングラ隊は、収録される以前のシュルギ48年1月20日に解散しており、この隊に属した粉挽女全員がルシャイズ隊に移っていた。そのことはルシャイズ隊の収支計算書に次のような記事があることから確実である。
「36人の女奴隷 (支給額) 30シラ、ハルシを (征服した) 年 (シュルギ48年) のドゥムジ神の月 (12月) 20日から、ハルシ (征服した) 次の年 (アマルシン1年) の煉瓦を煉瓦型に置く月 (2月) 8日まで、その労働力は1728 (=36人 x48日)、ディングラから (36 *gème* 0.0.3, *itu^d dumu-zi, mu ḥa-ar-ši^{ki}-ta, u₄ 20 zal-la-ta, itu sig₄-giš-i-šub-ba, mu-ús-sa ḥa-ar-ši^{ki}, u₄ 8 zal-la-sēm á-bi 1728, ki dingir-ra-ta)。」*
- (9) 労働集計表
- | | |
|--|---------------------|
| BIN 5, 272: <i>nig-ŠID-ak lugal-gu₄-e nu-bànda-gu₄</i> | (Amar-Sin 3 i-xii) |
| TCL 5, 5675: <i>nig-ŠID-ak lugal-gu₄-e [bu-bànda]-gu₄</i> , | (Amar-Sin 4 i-xiii) |
| TCL 5, 5676: <i>nig-ŠID-ak ur^dnin-su nu-bànda-gu₄</i> | (Shu-Sin 2 i-xii) |
| Civil, Fs Sigris: <i>nig-ŠID-ak á érin-na, lugal-kù-ga-ni šabra</i> | (Amar-Sin 2 i-xiii) |
| Erlenmeyer 152: <i>nig-ŠID-ak á érin-na-ka, lú^dsára ugula dumu lugal-ka-gi-na</i> | (Shu-Sin 2 i-xii) |
| Cf. TCL 5, 5674: <i>nig-ŠID-ak á érin-na, lú^dda-ni ugula itu 8-kam</i> | (Amar-Sin 3 v-xii) |
| TCL 5, 6036: <i>nig-ŠID-ak a-gu gašam,</i> | (Amar-Sin 4 i-xiii) |
| Pettinato, UCS 49: <i>nig-ŠID-ak šu-ku₆ ur^dba-ú</i> | (Shu-Ain 3 i-xiii) |
| TCL 5, 5669: <i>nig-ŠID-ak á-gème-kikkin-na, lugal-ka-gi-na</i> | (Shulgi 48 i-xii) |
| MVN 21, 200: <i>nig-ŠID-ak á gème, lú-kal-la</i> | (Amar-Sin 2 i-xiii) |

- STA 5: níg-ŠID-ak á <géme>, lú-dingir-ra (Amar-Sin 2 i-xiii)
 SET 274 [níg-ŠID-ak ur-^dnin-tu] (Amar-Sin 3 i-xii)
 AAS 135 níg-ŠID-ak šeš-sig₅ ugula-uš-bar (Amar-Sin 3 i-xii)
 MVN 21, 201: níg-ŠID-ak á géme, lú-kal-la (Amar-Sin 5 i-xii)
 Englund, JNES 50: [níg-ŠID-ak] géme [ugula hu-wa-wa] (Shu-Sin 4 i-xii)
 Cf. TCNSU 685: níg-ŠID-ak á-géme lú-kal-la, (Amar-Sin 8 i-xi)
- (10) 8日: PDT 2, 972, 18日: Lutz, UCP 9-2-2, 16, 21日: TRU 121, 25日: TCNY 29.
- (11) 貢納家畜管理人が日々記録した受領文書や支出文書の左側の縁には、家畜の総頭数の書き込みがある。縁の部分は、通常書き込みがなく、両面に書ききれないときにのみ使われる余白である。しかし、ドレヘム文書では貢納家畜管理人が扱う家畜文書の左の縁に、受領した日を書くことが定型となっていた。日々記録した文書を左端を上にして並べれば、そこに書き込まれた受領日が並んで見える。日付を書き込んだのは、文書の整理のための処置であったと考えられる。アマルシン治世になると、日付は縁でなく表面に書かれ、それに代わって、左の縁には貢納家畜の合計頭数を記すようになった。後で述べるキビギア文書では、頭数の記載への変更は見られず、左縁には常に日付が書き込まれる。
- (12) 貢納家畜管理人アツパシャガとルガルアマルク: CTOI 2, 330 (AS 6 viii 1), Or 47/49, 98 (AS 6 xi 2), PDT 344 (AS 8 iv 4), AUCT 3,483 (AS 8 iv 6), TPTS 2, 443 (AS 8 iv 30), TYBC 1106 (AS 8 v 3), AUCT 3,484 (AS 8 v 8), KM 89228 (unpublished) (AS 8 vii []), MVN 1,133 (AS 8 vii []), TPTS 2, 325 (AS 9 iii 14).
- インタエア
 TYBC 1062 (AS 7 i), TPTS 2, 66 (AS 9 vii 21), AUCT 1, 32 (SS 4 ix 25), BPOA 7, 2865 (SS 5 i), TYBC 1592 (SS 5 ii 1), TPTS 2, 195 (SS 5 vii), MVN 15, 202 (SS 5 viii 18), TJSASE 115 (SS 5 xi 8), SET 91 (SS 5 xi 16), BPOA 7, 2824 (SS 5 xi 18), TrDr 75 = TSU 64 (SS 9 iv 4), AUCT 1,108 (SS 9 vi 26), BPOA 7, 2616 (SS 9 vii 4), SET 92 (IS 1 v 2), MVN 15,197 (IS 2 iv []), YOS 4,60 (IS 2 iv 19), CT 32,19-22 (IS 2 iv 29), MVN 8,138 (IS 2 vi 22), AAICAB I/1,1924-516 (v? 23).
- é-udu
 AUCT 2,366 (AS 8 xi 6), TCL 2,5536 (xii 22), AUCT 2,313 (vi 27), AUCT 2,381 (v 6), AUCT 2,363 ([]).
- others:
 Nik 2, 461 (AS 7 ix), AUCT 2,314 (AS 8 x 3), BPOA 7, 2190 (26, 28), BIN 3, 476 (AS 8 ii 19), CTOI 2, 605 (AS 8 iii).
- (13) TCL 2, 5536 (< > xii 22): 17 udu gub-ba, u₄ 21-kam, 2 udu gir lugal-ezem, ki hu-nu-nu-ur-ta, 1 udu ki a-a-DINGIR-ta, 22, ša-bi-ta, 2 udu sá-dug₄, 4 udu ba-úš é- [muḥaldim], 1 udu sá-dug₄ ^d[], 7, zi-ga-àm, 15 udu gub-ba, ki-bi-gi₄-a itu še-kin-ku₅, edge: u₄ 22-kam.
- (14) 1ヶ月集計のキビギア文書: Farber, Fs Biggs, 63-64 (AS 2 i), TCNY 345 (AS 2 v), CTOI 2, 248 (AS 5 vii), Delaporte, RA 8, 10 (AS 6 i).
- (15) 前田徹「ウル第三王朝時代の家畜管理組織」『早稲田大学文学研究科紀要』34 (1989), 33-51. Maeda, T. “Bringing (mu-túm) livestock and the Puzuriš-Dagan organization in the Ur III Dynasty.” *Acta Sumerologica* 11 (1989), 69-111.
- (16) アマルシン5年7月の1ヶ月を集計したキビギア文書 (OIP 121, 248) では、アマルシン2年のキビギア文書と少し異なる傾向が現われる。第一に、収入の項目にも、支出の項目にも「耕地」がない。季節的な問題かもしれないが、周辺の諸都市の牧夫に飼育を委ねることの比重が低下したのかもしれない。代わって、家畜受領者として多くの飼育人が登場する。プズリシュダガンの王の家畜管理組織を拡充・拡大させたのであろう。

ウル第三王朝時代の集計文書

穀肥牛	牛	牝牛	オス鹿?	メス鹿?	オスろば	穀肥羊	穀肥やぎ	穀肥メスやぎ	羊	メス羊	オスやぎ	メスやぎ	メスHA	ガゼル	熊	合計	OIP 121, 248 ki-bi-gi ₄ -a ab-ba-ša ₆ -ga	
148	101	20	1	1	2	425	6	8	1312	10	485	4	1	5	6	2535	(58%)	王のための持参 ら [] []
	9?	49?				74?			[]	[]	[]	[]				[]+31 []		
148	110	69	1	1	2	499	6	8	1611	556	665	648	1	5	6	4336		小計 合計
2	6					16			10	8	16					58		シュルギアムが受領
1	6								12	8						27		アフウェルが受領
			1	1											1	9		ルディンギルラが受領
						440	5	6	392	5	184					1032	(24%)	ナルが受領
									3	9	4	1				17		ウタミシャラム
									1	1	3					5		トゥラムダガンが受領
130																130		ウルシュガラムマが受領
3									38	5						46		šu-lá-a ベリアズが受領
									364	120	80	264				828	(16%)	シュイルラが受領
		98	69						660	406	326	380				1939	(45%)	インタエアが受領
					2				58	42					1	103		都市支配者と最高神官が受領
2						2	1	11	1					4				王の支出 zi-ga lugal
10						41	1	1	62	6						142	(4%)	王の賜り物 n'g-ba lugal
148	110	69	1	1	2	499	6	8	1611	556	665	648	1	5	6	4336		小計 合計

もう一つは、ブズリシュダガンの貢納家畜管理組織の変化であり、支出人インタエアが受領する家畜が1939頭とあって、総頭数の45パーセントを占める。インタエアがブズリシュダガンの支出全体を管理することになったのであろう。それにともなって、支出項目の冒頭に置かれていた「王の支出」と「王の賜り物」が最後に置かれ、頭数も別計算でなく、両者を合計した142頭を記録する。この頭数は、アマルシン1年1月の1050頭、同年5月の265頭に比べ少ない。1050頭を支出した1月は多くの儀式があって必要とする家畜がとりわけ多かったと考えられるが、265頭と比べても約半数となっている。少なくなっているのは、神々への犠牲などは貢納家畜管理人のアップバシャガが貢納家畜から直接支出し、それ以外の支出分を、インタエアの支出として記録されるようになったためと考えることができる。

- (17) 王の死に関係して集計文書が作られた例としては、アマルシンが9年2月に死亡したことで、9年1月30日 (itu šu-gar-gal u4 30 ba-zal) を締めとしたウルサグリグの検認・集計の文書がある。

NIDABA 15, 146: kurum₇-ak, dib-ba, gir-sè-ga lu-li-mí-tum dumu-munus lugal, ugula a-da-lál kuš₇, ur-mes énsi, gir ^dšára-kam du [b-sar], ù gir ur-^den-gal-du-du šagina.

150: kurum₇-ak dib-ba ENxMAS₇-kak-e-ne, ugula puzur₄-ma-ma, nu-bànda šar-ru-um-i-lí a-zu, ur-mes énsi, gir ^dšára-kam dub-sar, ù gir ur-^den-gal-du-du šagina.

151: kurum₇-ak dib-ba, ir dumu nu-úr-é-a, ur-mes énsi, gir ^dšára-kam dub-sar, ù gir ur-^den-gal-du-du šagina
P449101: NIDABA 15, 116, note 93: kurum₇-ak dib-ba, nar è (=é?) balag gál-[la]-ka amar-ku₅, ugula i-lí-ki-ib-rí, ur-mes énsi, gir ^dšára-kam dub-sar, ù gir ur-^den-gal-du-du šagina.

148: é-šu-sum-ma, ma-ma-iš-ti-kál, ugula lú ašlag, šu ba-ti, gir ^dšára-kam dub-sar, ù gir ur-^den-gal-du-du šagina.

152: é-šu-sum-ma, a-bù-šu-ni ugula kikkín.

153: lá-i níg-ŠID-ak, --in-da-gál.

149: lá-i -- in-da-gál.